

## 第2回子どもの権利部会

令和4年8月17日（水）  
午後4時00分～  
子どもオンブズパーソン相談室

### 次 第

- 1 開会
- 2 施設見学
- 3 子どもオンブズパーソン紹介
- 4 令和3年8月10日付け「子どもの権利部会審議内容の報告」  
について
- 5 今後の権利部会の役割について
- 6 その他

#### 配布資料

資料7 次第

資料8 令和3年8月10日付け「子どもの権利部会審議内容の報告」に  
ついて

資料9 子どもの権利部会の役割の変更について（案）

## 令和 3 年 8 月 1 0 日付け「子どもの権利部会審議内容の報告」について

今後の設置・運用に向けて	検討結果等
<p>ア 子どもの最善の利益の実現のみに関心を払う第三者機関として、市民の信頼に足る機関であり続けるための姿勢について常に意識し運用していくこと。</p> <p>オンブズや調査相談員のスキル向上のためにも、年次報告会の開催や公開、定期的な研修、他市機関との交流などを検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもオンブズパーソン（以下「オンブズ」という。）の姿勢については、開設前のオンブズ会議でも確認し、大切な視点として意識して運用していきます。</li> <li>○ 初年度の他市機関との交流として、小金井市と同じく開設を控えている自治体を中心に多摩地区の自治体に声をかけ、相談・調査員向けのオンブズワーク研修を 8 月 5 日に実施いたしました。 (参加自治体：中野区、国立市、西東京市、武蔵野市、埼玉県北本市。会場：小金井市)</li> </ul>
<p>イ オンブズへの相談方法については、子どもにとってやさしい受理の仕方（方法・時間・場所等）を運用する中でも柔軟に検討すること。</p>	<p>【相談方法について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開所日：月～水・金・土</li> <li>○ 相談時間：平 日…午後 1 時～午後 7 時 土曜日…午前 1 0 時～午後 4 時</li> </ul> <p>【相談ツールについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 直接来館の他、フリーダイヤルとメール（学校で使っているタブレットでも相談できるよう、メールフォームを用意）、手紙</li> <li>○ 相談室が遠いなど通えない場合 集会所など別の場所でもお受けする予定</li> </ul>

<p>ウ 権利学習の方向性や方法等については、設置・運用する中で良好な協力関係のもと実施できるよう、関係部署や関係機関等と丁寧に協議しながら進めること。</p>	<p>【権利学習の方法について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次年度の導入に向け、指導室に相談しながら進める予定</li> </ul>
<p>エ オンブズの行う「文化及び社会づくり」と行政の「子どもの権利の普及」の役割の違い等については、運用する中で、互いの活動の相乗効果から広く子どもの権利の普及を目指すこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ オンブズの機関周知や利用促進についても今後の課題ですので、運用する中で効果的な普及啓発を引き続き検討していきます。</li> </ul>
<p>オ 相談に基づく調査・調整活動の実施に際しては、本人及び保護者の同意を原則とする。しかしながら、オンブズが必要と認める場合には、同意なしでも調査・調整活動を実施できるようにする必要がある。その場合についても、子ども自身を傷つけることがないように対応すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小金井市子どもオンブズパーソン設置条例第12条第3項に規定をしました。 子どもの意思を中心に、同様の運用を基本としてまいります。</li> </ul>
<p>カ リーフレット等の作成にあたっては、子どもの年齢や外国にルーツを持つ子どもなどに配慮し、わかりやすい表現を用いること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご意見を踏まえ、別紙のとおり作成いたしました。</li> </ul>
<p>キ 子どもから最初に相談を受ける調査相談員は、他自治体を参考に、専門性のある人材（資格や相談経験のある方等）とするのが適切であると考えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談・調査専門員の採用については、子どもへの指導・相談経験が2年以上ある有資格者に限定し募集しました。</li> <li>○ 現在の有資格状況は、公認心理師、社会福祉士、保育士となっています。</li> </ul>

## 子どもの権利部会の役割の変更について（案）

## 1 部会設置について

「子どもオンブズパーソン」事業については、令和4年度設置の目標を掲げ、子どもの権利部会を設置し制度設計をしてきたところである。令和4年9月1日より相談・救済活動を開始するに当たり、設置後の実施状況の参考指標について検討するため、また、7月13日開催の子ども・子育て会議での委員意見を踏まえ、現子どもの権利部会の役割を一部変更し、部会を継続することを提案するものである。

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画（年度）				
				H30	R2	R3	R4	R5	R6
1	子どもオンブズパーソン (児童青少年課) <重点事業>	子どもの声を聞き「子どもにとっていちばんいいこと」を一緒に考えて考える場所を設置する。	子どもオンブズパーソン（仮称）の設置（設置後の実施状況も含む）	検討	検討	準備	実施	継続	➡

## 2 部会の役割

施策の方向性1-1事業番号1重点事業「子どもオンブズパーソン」の設置後の実施状況に伴う参考指標等の検討・審議を行う。

## 3 部会の構成員

部会の構成員は現行子どもの権利部会員とする。